

県市連携事業

令和6年度 松山市結婚新生活支援事業



松山市で新生活をスタートする新婚世帯を対象に、住宅賃借費用や引越費用を補助します

対象となる人

令和6年1月1日から令和7年2月28日までに婚姻届を受理された夫婦で、次のいずれかの世帯

- ①夫婦ともに婚姻日に29歳以下、かつ令和5年中の夫婦の所得合計額が500万円未満
 - ②夫婦ともに婚姻日に39歳以下、かつ令和6年度の住民税均等割が非課税
- ※申請日に、夫婦の両方又は一方が松山市内に住民登録されていること

対象となる経費

新婚世帯の居住のために、令和6年4月1日から令和7年2月28日までに支払った下記の費用

- ①住宅取得費用
土地の購入費用は除きます。
- ②住宅リフォーム費用
倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除きます。
- ③住宅賃借費用（賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
住宅手当等の家賃補助として一定の金額を定期に受けているときは当該金額に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けているときは当該支援額に相当する額を控除した額となります。
- ④引越費用
引越業者又は運送業者への支払いに要した費用です。

※婚姻日の1年前から婚姻日前までに発生した費用について、上記の期間に支払った額については対象経費とすることができます。

補助額

1世帯あたり限度額 **60万円**



申請期間 **令和7年3月7日（金）まで**
(事務局必着)

<松山市HP>



※なお、令和5年度に補助金の交付決定を受け、交付決定額が60万円に達しなかった世帯（継続補助世帯）には、その差額を上限として補助します。

【事業に関する問合せ先】

松山市結婚新生活支援事務局

〒790-0003 愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 伊予鉄総合企画本社ビル
専用コールセンター ☎ 089-909-5845（平日8時30分～17時15分）



対象者の要件

※すべてに当てはまる必要があります。

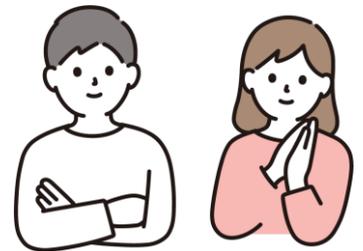
- 令和6年1月1日から令和7年2月28日までに婚姻届を受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日に29歳以下で、かつ令和5年中の夫婦の所得合計額が500万円未満、または、婚姻日に39歳以下で、かつ令和6年度の住民税均等割が非課税
- 世帯全員が暴力団員等でない
- 市税を滞納していない
- 生活保護法に基づく保護を受けていない
- 対象経費について、本市、国その他地方公共団体の補助金等の金銭の給付を受けていない
- 過去に、地域少子化対策重点推進交付金による結婚新生活支援事業に係る補助金（他の自治体での受給を含む）の交付を受けていない（継続補助世帯を除く）
- 令和5年度に交付を受けた本補助金の額が60万円に達していない（継続補助世帯のみ）
- 補助金の交付の決定を受けた日から1年以上継続して申請に係る住居に居住する意思がある



必要書類

すべての世帯

- 申請書
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- 夫及び妻の令和6年度（令和5年中）市県民税課税（所得）証明書
- 夫及び妻の市税の完納証明書（松山市で課税されたことがある場合に限る）



該当する世帯のみ

- 貸与型奨学金の令和5年(令和5年1月1日から同年12月31日まで)における返還額を確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る）

🔍 住宅取得費用

- 住宅の売買契約書もしくは工事請負契約書及び領収書の写し

🔍 住宅リフォーム費用

- 住宅の工事請負書もしくは請書及び領収書の写し

🔍 住宅賃借費用

- 住宅の賃貸借契約書の写し及び賃料等の領収書もしくは賃料等の支払額が確認できる書類の写し
- 給与所得のある夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類
※住宅手当の支給がない場合も「支給なし」の証明が必要

🔍 引越費用

- 引越しに係る領収書の写し

【事業に関する問合せ先】

松山市結婚新生活支援事務局

〒790-0003

愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 伊予鉄総合企画本社ビル

専用コールセンター ☎ 089-909-5845（平日8時30分～17時15分）

<松山市HP>

